

宝相第1号の193
令和2年(2020年)12月21日

宝塚商工会議所
会頭 今里 有宏様

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

このたび、市政につきまして、ご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

ご意見を拝見いたしまして、皆様の市政に対しますご関心の強さに深く感銘いたしますとともにあらためて、責任の重さを痛感いたしているところです。

お寄せいただきましたご意見につきましては、さっそく担当者ともども検討させていただきました。結果を別紙のとおり回答いたします。

今後も、皆様の生の声が直接市政に反映できる行政を実現してまいりたいと考えておりますので、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

宝塚市長

中川智子

1. 中小企業の経営力強化について

商工会議所では、従前から経営改善普及事業に加えて、「小規模企業振興基本法」「小規模事業者支援法」の改正に基づき、小規模事業者への併走型支援を軸に「経営発達支援事業」を展開しています。また、小規模事業者持続化補助金申請対応等、1事業所あたりの相談・指導に多くの業務量や時間を要する業務に質的転換を求められており、経営指導員、経営支援員の負担増が顕著に表れています。

それに加えて、2020年春以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業・小規模事業者の相談・資金繰り支援、国・県・市の支援策の窓口としての役割等、様々な施策をワンストップで対応することとなりました。また、当面の資金繰りや新しい生活スタイル・労働スタイルへの適応に向けた支援策に関する窓口相談が激増し、相談件数は前年度比300%を超える状況であります。

このような急性期といわれる時期が一段落してもなお、新型コロナ収束の見通しが立たない中、経済回復予想は後年にずれ込んでいることから、個々の事業所の事業再生、ひいては地域経済の再生に向けては、新たな支援業務や既存業務の強化が数年にわたり必要となります。

しかしながら、現行の体制のままでは事業所にとっての「エッセンシャル・ワーカー」とも言える商工会議所経営指導員・経営支援員の活動を維持することは困難であります。

今後、産業振興・地域振興を宝塚市とともに担う商工会議所の「小規模企業支援体制機能強化」のため、経営指導員等の増員をはじめとする人的な財源拡充等を県に強く働きかけられたい。また、宝塚市として中小企業、小規模企業対策の充実・強化を図る産業振興予算の拡充に積極的に取り組まれたい。

(回答)

貴所で実施されている併走型支援を軸とした「経営発達支援事業」では、事業者に寄り添い課題解決に向けたきめ細やかな支援に尽力されている中、国の新経済施策等により複雑化している中小企業・小規模事業者の経営課題への専門的かつ多角的な対応が迫られています。その上新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者の支援・相談窓口としての業務も加わり、これまで以上に、貴所に寄せられる期待や担う役割は大きくなっているものと考えています。

上記のことを踏まえ、必要に応じて県下都市商工主管者会議等の話し合いの場において、貴所の人的な財源拡充について意見交換していきたいと思えます。

また、産業振興予算については、少子・高齢化の進展による社会保障関連経

費の急増、老朽化する施設の整備保全や耐震化など、財政需要を押し上げる諸要因が山積している厳しい財政状況のなか、現在、本市が行っている全ての事務事業について見直しを行い、歳出削減に向けた取組を進めているところです。そのため、予算を直ちに拡大していくことは困難な状況にあります。既存事業の有効性の検証を行い、限られた財源のなか、効果の高い事業を重点的に実施し、中小企業、小規模企業対策の充実・強化を図ってまいります。

2. コロナ禍の市内事業者の疲弊対策について

政府や自治体の各種支援策などを活用し、経営を維持している企業は少なくありませんが、環境悪化が長引き、ここにきて資金繰り支援効果が薄まっている点が懸念されます。コロナ前の売上水準に回復するには時間が必要で、新たな支援策がない場合、脱落がさらに加速する可能性もあります。

東京商工リサーチの全国調査の結果、9月28日での「新型コロナウイルス」倒産は兵庫県下では23件（負債総額1,000万以上）との結果が報告されています。問題は小規模事業者の少額倒産もしくは事業継続断念事業所等は調査が行き届かず、実態が把握できないのが現状であります。

今後、市内事業所の事業継続支援には疲弊等を含めコロナ禍の具体的な影響度を把握する必要があると認識しています。すでに日本政策金融公庫からは、春に融資を行った事業所からの追加融資等の相談が増えているとの情報もあり、今後新たな支援策等が望まれることから、市として効果的な施策を創案するため、コロナ禍影響度調査を実施していただきたい。

(回答)

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策として、本市では、緊急事態宣言直後、事業所等賃料補助金や新業態開拓等推進事業補助金などの事業者支援策の実施、宝塚市内店舗キャッシュレスポイント還元事業など消費喚起の施策に取り組んできました。しかし、ご要望のとおり、依然として新型コロナの収束の見通しは立たず、逼迫する事業者への新たな支援策が求められているところです。

そのため、本市が日々実施している融資関係の相談事務等を通じて事業者の声をお聴きし、官民一体の支援事業を展開していけるよう取り組んでいきます。

3. 市内事業者の感染症対策等の支援について

一律に発出された緊急事態宣言や外出自粛・休業要請により、当市西谷地域では、当時感染者の発生がなかったにもかかわらず、経済活動が停止させられるという事態が発生しました。また、保育所から大学まで幅広く休校等の措置がとられた結果、子供を持つ家庭の従業員が出勤不能となり事業活動に支障をきたしたという事例が報告されています。

今後、外出自粛・休業要請の発令に際しては、各地域における感染状況を踏まえた判断を行い、国や兵庫県に強く要望し、地域別に発令されるよう強く働きかけ、地域別の発令スキームやガイドラインが策定されるよう努められたい。

また、企業活動の停滞を招かないよう、クラスター発生抑止の観点から従業員等へのPCR等の検査を中小企業・小規模事業者が迅速かつ低負担で受けることができる体制を早急に整備されたい。

(回答)

緊急事態宣言や休業要請につきましては、国・県において判断を行うものがありますので、県下都市商工主管者会議等の話し合いの場において、ご要望の事項についても意見交換していきたいと考えています。

また、PCR等の検査の助成につきましては、他市の状況等も踏まえて、調査研究を行ってまいります。

4. 市内事業者への優先発注の強化・拡充について

新型コロナウイルス感染症対策に多額の財政出動が行われた反動で、次年度以降緊縮財政が予想され、公共工事が大きく削減されるのではないかと懸念しています。

市内の建設事業者は、既に市外事業者との競争激化や人出不足の中で喘いでおり、公共事業量の安定的な確保と発注の平準化について分離・分割発注の徹底を図るとともに、市内事業者育成の観点から優先発注に尽力されたい。あわせて、変動型最低制限価格制度の撤廃を願いたい。かねてよりすべての入札に関して、最低制限価格制度導入を要望しておりましたが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正に伴い、公共工事に関する調査等についても広く本法律の対象として位置付けられており、速やかに導入願いたい。

また、部材入荷の遅れなど、サプライチェーン障害の影響を受けている建設業・製造業・事務機器販売業者等の事業者に対し、市が発注公共工事、物販、役務等について、工期・納期に係る柔軟かつ十分な対応を行っていただきたい。

新たに、新型コロナウイルス感染症拡大を起因とする原材料費や人件費等の上昇を考慮し、予定価格の見直し及び迅速な支払いにつき、特段の配慮を願いたい。

また、公契約条例に関する意見募集については、当面の間現下のコロナ禍で経済が混乱している状況を勘案し、手続きの見送りなど適切に対応されたい。

(回答)

本市の発注につきましては、工事などで分離・分割発注が可能なものについては、できる限り分離・分割発注を行うなど、市内業者の方々の受注機会が拡大するように周知徹底を図っています。競争性の確保のため、案件によっては、市外業者も対象とする場合もありますが、従前から市内業者で競争性が確保できるものについては、市内業者に限定して入札を実施しています。これにより、工事では本市の発注件数の約8割が市内業者に限定した発注となっています。また、この市内業者に限定した発注においては公契連モデルを用いた最低制限価格を採用しています。

一方で、変動型最低制限価格は、市内業者では受注不可能な案件や市内業者のみでは競争性が確保できない残りの約2割についてしか採用しておりませんが、1案件の規模が大きいと、金額ベースで見るとその契約総額（市外業者との契約）が本市の発注総額の5割以上となる年度もあります。変動型最低制限価格は公契連モデルよりも落札率が若干低くなる傾向があるため、変動型最低制限価格制度を残すことは、結果として、本市資金の市外への流出を抑え、市内業者への発注に回る予算を確保するという側面もあるのではないかと考えています。また「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正に伴う、公共工事に関する調査等への最低制限価格の設定については、法律改正の趣旨も踏まえ、その対応について検討しているところです。

工期・納期などの設定については、従来から適切に行うよう努めているところですが、本年10月から改正建設業法が施行され、著しく短い工期で工事を発注した場合には、国から勧告も行われることになったことを受け、改めて適切な設定を行う旨の周知を図りました。

公契約条例に関する意見募集については、本市においても、経済が混乱している状況下において行うことは適切ではないと考え延期をしたものであり、現時点においては先が見通せず、少なくとも今年度内の実施は困難であると考えています。

5. 観光事業者等への積極的な支援について

コロナ禍での外出制限により、市内の観光業や飲食業、商店街等が大打撃を受けていますが、これまでのような需要が見込めない現状では、市民並びに周辺府県を中心とした需要喚起、消費促進を積極的に行う必要があります。

宝塚歌劇をはじめ既存の観光資源や近年注目を集める西谷地域の自然、さらにはマイクロツーリズムの観点から、当市の持つアーバンネットワークの利便性を全面的に活用して再確認を促す施策を推進していただきたい。新たにコロナ禍で癒しを求める近隣の消費者に対し、山本地域の「グリーンビジネス」の情報を発信し、観光関連消費を喚起する事業実施など、観光振興策をさらに拡充されたい。

また、国等が実施する各種キャンペーンを補完するようなプレミアム事業を創案し、新たな需要開拓を推進されたい。

(回答)

コロナ禍により観光関連産業は甚大な影響を受けており、本市においても例外ではありません。

当面の間は観光需要の減退が相当量見込まれる中で、観光振興の灯を消さないようにするため、今年度においては国の臨時交付金を活用し、旅行者や観光関連事業者の安全安心に向けた取組の一環として、「新型コロナウイルス感染症対策観光事業者支援補助金制度」を創設し、約 170 件の申請を受理しました。

また、国が実施する Go To トラベル下で旅先に本市を選んでいただけるよう、市国際観光協会と連携し、本年 10 月末から市内宿泊者に 5,000 円相当の“宝塚ならでは”の商品をプレゼントする「宝塚宿泊御礼キャンペーン」を実施しています。

本キャンペーンは主に関西圏からの旅行者をターゲットとしているほか、市民も対象となるため、マイクロツーリズムへ寄与するものと考えています。さらに、旅行者に進呈する「ギフトカタログ」には、植木のまち宝塚の特色を生かした商品や、本市への再訪を促す体験型プランなどが盛り込まれているため、本市観光資源の魅力発信に寄与するとともに、宿泊業のみならず、小売・飲食業といった観光関連産業への二次的な経済波及効果が期待されます。

このほか本市では、市国際観光協会等と連携し、これら既存の観光資源の魅力発信はもちろんのこと、国や県の支援制度を活用し、様々な事業を通して西谷地域の魅力発見や磨き上げを行い、旅行商品の造成に繋がるような取り組みを行っています。

現在、2021 年度からの 10 年間を計画期間とする観光振興戦略の策定を進め

ており、旅行者の多様化するニーズに対応し、更なる本市の魅力発信及び観光振興を図るための土台作りやコンテンツ作りに取り組む予定です。

また、市民等の消費喚起を促し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けた地域経済の回復を図ることを目的として、市内対象店舗で PayPay を使ってお買物をされた方に対し、25%のポイント還元を行う「宝塚市内店舗キャッシュレスポイント還元事業」を、本年9月1日から9月30日の間実施しました。他に、県との随伴補助事業として、市内の商店街等が作成する独自の商品券の発行を支援しています。

2021年度においても、国や県の動きに注視しながら、これらの土台を生かし、ウィズコロナ時代における新しい生活様式を意識しながら、既存の事業の在り方を見直すとともに、観光関連事業者等へのヒアリングなどを通して、アフターコロナを見据えた観光需要の回復施策及び地域経済の再活性化に向けた取り組みを引き続き検討してまいります。

6. 市内事業者に対する雇用対策・OA化等設備の支援について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う自粛による経済活動の停滞からぬけだし、市内経済活動を好循環に導くためにも雇用の確保が重要であることは言うまでもありません。しかし、首都圏をはじめとする大都市圏への人口流出や少子化による労働力不足、熟練技術者の定年退職による技術継承問題等、人材確保面では深刻な状況が依然続いています。このような厳しい環境下においてなお、積極的に新規採用を行おうとする事業所に対して、助成金や手当金等の支援をお願いしたい。

また、リスク分散や働き方改革等を背景に、テレワーク（リモートワーク）の事業所が増え、勤労者の関心も高まりつつあります。東京一極集中の弊害がクローズアップされ、本社移転、機能分散、あるいは在宅勤務の日常化といった動きが広がっていることに宝塚市は迅速に対応していくことが必要であります。今後、アフターコロナ・ウィズコロナ時代を見据え、UJIターン就職を一層呼び込めるよう、地元企業の雇用に向けた支援や、デジタル化推進への支援をお願いしたい。

(回答)

厳しい環境下においても積極的に新規採用を行うとする事業所に対する助成金や手当金については、兵庫県が「企業情報発信支援事業」を実施しています。これは、県内に本社または主たる事業所（実質的な本社）を置く中小企業を対象とするもので、企業が人材確保対策として実施する採用力・定着力強化に向けた取り組みに対して補助を行う制度となっています。

本市では、これら制度について、市が事務局を務める宝塚市雇用促進連絡協議会を通じて情報提供を行っているほか、リーフレットを市内公共施設に配布するなど、積極的に周知を図っています。今後も、事業者にとって有用な支援制度や情報については、関係機関と密に連携を図りながら、提供してまいります。

なお、本市における助成金制度の創設につきましては、今後、市の財政状況や他市の状況などを鑑み、調査研究してまいります。

次に、昨今のコロナ禍におけるテレワークの普及など多様な働き方の普及につきましては、本市においても、積極的な取り組みを推進する必要があると考えています。

今後、前述の宝塚市雇用促進連絡協議会の事業として、テレワークやICTの活用のノウハウなどを学ぶセミナーの実施を検討するほか、広く市内事業所が取り組んでいただけるよう関係機関と連携し、工夫に努めてまいります。

7. 産業集積機能の強化について

昨今の多発する大きな自然災害や感染症拡大等不測の事態により、他府県や外国との往来が遮断されたことによるサプライチェーンの寸断が起これ、経済活動に多大な影響を及ぼしていることから、特に製造業の国内・県内回帰が求められています。このような背景を勘案した場合の市内の土地利用について、南部市街地の周辺緑地にある大阪砕石の採石場跡地利用に関して、都市計画マスタープランの見直しをしていただきたい。将来の宝塚市の経済発展に欠くことのできない有望かつ期待の大きい場所であり、高い経済効果が望める場所として新産業の立地促進のため有効利用できる見直しを強く求めます。

(回答)

宝塚市は、市全域を都市計画法による都市計画区域に、また、市街地が広がる南部市街地は市街化区域に、その他の区域は市街化を抑制する区域として市街化調整区域に指定しています。

大阪砕石の砕石場跡地は、市街化調整区域に指定されており、たからづか都市計画マスタープラン 2012 においては市街地周辺緑地に位置し、砕石場跡地の緑の復元などにより自然緑地の保全と育成に努めることとしています。

現在、都市計画マスタープランの改定業務を進めており、今後も、人口減少や少子高齢化を見据えこれまでの都市づくりを継承し、市街地と緑のメリハリのある土地利用を目指すとしていることから、過去の経緯を踏まえつつ、本市が目指す方針と市街化調整区域であることに留意した良好な土地利用を、誘導・研究していく必要があると考えています。

8. 住・工混在の解消の取り組みについて

住・工混在の解消に向けて整備された「南部工業団地」「テクノタウン」などの南部工業集積地域において、駐車禁止ではない道路における荷物の積み下ろし等特に悪質な路上駐車ではないにも関わらず、市民の通報を受け警察が出動し、注意を受けるといった事案が頻発しています。

また、「南部工業団地」の一角として整備された工場跡地（関西通信電線）の宅地開発予定もあり、騒音等に関する苦情が寄せられることを危惧しています。このままでは操業環境の悪化を理由として市外転出を検討する事業所の増加が懸念されます。

宝塚市の街づくりの重要な課題であった住・工混在の解消は、住宅開発という波により、じわじわと工業系が侵食され新たな問題が生じています。これらを解決するため、市として県をはじめとする関係機関との連携を強化し、本来の住・工混在の解消の趣旨に沿う操業環境を確保するための対策に取り組まれます。

（回答）

ご要望のとおり、製造業等の操業環境を守り、かつ住民の暮らしと共生した空間を可能とするためには、地域にとって事業者がなくてはならない存在になることが期待されます。

そのため、現在策定中である「宝塚市商工業振興計画」においても主な取り組み施策として「住工混在地域におけるCSR活動の支援」を掲げ、日ごろの活動においても、環境美化や交通安全など、まちの質が向上するための様々な取組に、地域住民とともに事業者も参画するための支援を行い、地域住民と事業者の良好な関係の構築を図れるよう目指してまいります。

工業地の土地利用については、たからづか都市計画マスタープラン 2012 において、その考え方を示しています。具体的には、「工業地にふさわしい土地利用の誘導」として、「武庫川下流部両岸の既成市街地の準工業地域、工業地域における、生産活動の利便の増進や操業環境の確保の促進。」、「周辺の住環境との調和を図るため、6 地区で特別工業地区を決定している。」、「工業地から住宅地への土地利用転換については周辺環境との調和を図る。」などを掲げています。

今後も、住宅用地への転換については、工業系地域であることを前提に周辺環境との調和を図ります。

9. 都市交通網の整備促進について

宝塚市が目指す「人にやさしいまち」実現のためにも都市機能の強化は必須条件と認識しています。安全・安心の街宝塚の実現に向け、道路整備に優先的取り組まれるよう強く要望します。

「名塩道路」の完成や「県道尼崎宝塚線」及び「中野・中筋線」の整備などにより宝塚市内へ接続する道路整備は確実に進んでおり、今後流入する車両も増加すると予想され、車両の大型化と相まって市内の道路機能の低下が危惧されます。早急にボトルネックとなる結節点の整備や、具体的には市役所周辺や歌劇場前及び南口周辺、更には永年の懸念である武庫川渡河部の混雑を解消すべく整備を加速されたい。

また、市内の道路網については、幹線道路から一本入ると駅周辺の商業エリア・住宅街であっても極端に狭隘な道路も多く、必要な歩道整備すら出来ていない状況であり、なお一層の改善整備を進められたい。

(回答)

都市交通網の整備促進については、本市の道路網が抱えている課題を解決していくため、従来計画の都市計画道路に加え、一般市道等も含めた「道路網のあり方」を示した宝塚市道路網基本構想(以下、構想という。)を平成30年(2018年)12月に策定しました。この構想に基づき円滑な交通処理や渋滞等の課題解決を図っていきます。

市役所周辺、歌劇場前などの道路の混雑の原因としては、武庫川渡河部の交通集中が一因とも考えられます。これらの早急な渋滞緩和処置を行うことは難しい状況ですが、武庫川を渡る都市計画道路伊子志旭町線は令和元年度に策定しました宝塚市都市計画道路整備プログラム(R1～R10)において後期着手路線に位置付けていることから、これに基づき整備することで渋滞緩和に寄与すると考えています。

また、道路整備や歩道整備につきましても都市計画道路整備プログラムや現在策定中の道路改良プログラムにおいて、必要性和優先順位を定めた上で、対応していく方針です。